

令和7年第7回知内町議会臨時会

- ◎ 招集年月日 令和7年11月25日(火)
- ◎ 招集の場所 知内町役場 議場
- ◎ 開会日時 令和7年11月25日(火) 午前 9時30分
- ◎ 閉会日時 令和7年11月25日(火) 午前10時42分

◎ 出席議員

1番	松井盛泰	6番	山田顕人
2番	花井泰子	7番	一之谷 駿
3番	笠松悦子	8番	野口久美子
4番	五十嵐捷爾	9番	木村 一
5番	吉田峰一	10番	谷口康之

- ◎ 会議録署名議員 2番 花井泰子 3番 笠松悦子

- ◎ 欠席議員 なし

◎ 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した説明員

町 長	西山和夫
統 括 監	三原知明
総 務 課 長	森永 茂
生活福祉課長	笠松 さおり
保健センター長	(笠松 さおり)
地域包括支援センター長	(笠松 さおり)
農業水産振興課長	南 一 貴
商工林業振興課長	南 和 敏
建設水道課長	澤田浩一
教 育 長	堂下則昭
代表監査委員	木村和義

◎ 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	上野真吾
議 事 係	舘岡玄武

令和7年第7回知内町議会臨時会議事日程

(第1号)

令和7年11月25日(火) 午前9時30分開議

日 程	議 件 番 号	議 件 名
第 1		会議録署名議員の指名 2番、花井泰子君、3番、笠松悦子君
第 2		会期の決定について
第 3		議長の諸報告
第 4	承認第 1号	専決処分の承認を求めることについて
第 5	議案第 1号	令和7年度知内町一般会計補正予算(第6号)について

● 開会宣言・開議・議事日程

◎ 議 長 (谷口康之)

皆さん、おはようございます。

令和7年第7回臨時会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

只今の出席議員数は、10人です。

定足数に達しておりますので、令和7年第7回知内町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

● 会議録署名議員の指名

◎ 議 長 (谷口康之)

日程第1、『会議録署名議員の指名』を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番、花井泰子君及び3番、笠松悦子君を指名します。

● 会期の決定について

◎ 議 長 (谷口康之)

次に日程第2、『会期の決定について』を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日に決定致しました。

● 議長の諸報告

◎ 議長（谷口康之）

次に日程第3、『議長の諸報告』を行います。

令和7年第3回知内町議会定例会以降における議長の諸報告並びに町長はじめ特別職・管理職員の出席状況については、お手元に配布のとおりでありますので、ご了承願います。

これで、議長の諸報告を終わります。

◎ 議長（谷口康之）

只今、町長から今臨時会に上程しております議案について、説明したい旨の申し出がありました。これを許します。

西山町長。

◎ 町長（西山和夫）

皆さんおはようございます。

議員の皆様には、令和7年第7回知内町議会臨時会にご出席頂きまして、誠にありがとうございます。

今議会に上程させて頂いておりますのは、承認1件、議案1件であります。

承認第1号、専決処分の承認を求めることについては、地方自治法第179条第1項の規定により国庫債務負担行為サンナス橋架替工事（上部工）請負契約の変更を11月17日付で専決処分したものであります。

議案第1号、令和7年度知内町一般会計補正予算（第9号）については、歳入歳出それぞれ715万円を追加し、総額を69億6,588万1千円とするものであります。

補正の主な内容は、7款商工費にヒグマ出没に伴って地域の飲食関係事業者に多大な影響が出ていることから、緊急的に支援するための支援金を追加する他、9款消防費に小谷石地区空洞調査業務の二次調査にかかる委託料を追加するものであります。

議案の内容につきましては、担当課長から説明をさせて頂きますので、ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

● 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

◎ 議長（谷口康之）

次に日程第4、承認第1号、『専決処分の承認を求めることについて』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

◎ 総務課長（森永 茂）

議案3ページをお開き願います。承認第1号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定によって別紙のとおり専決したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

次に4ページです。専決処分書、国庫債務負担行為サンナス橋架替工事（上部工）請負契約について、請負契約の変更が生じたが、時間的余裕が無いので、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決する。

記、国庫債務負担行為サンナス橋架替工事（上部工）請負契約の変更について。

令和7年第3回知内町議会定例会において、承認第1号として承認を経た工事請負契約（国庫債務負担行為サンナス橋架替工事（上部工））の一部について、次のとおり変更したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

1、工事名、国庫債務負担行為サンナス橋架替工事（上部工）。2、契約金額です。変更前の契約金額、1億8,691万2千円、変更後の金額、1億9,152万1千円。3の理由です。道路工事にあたり、路盤、盛土材料の変更に伴い、契約額を変更する必要があるためです。詳細につきましては、説明資料の4ページ、5ページを後程ご参照願います。以上で終わります。

◎ 議長（谷口康之）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、承認第1号を採決します。

本案は報告のとおり承認するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり承認することに決定致しました。

● 議案第1号 令和7年度知内町一般会計補正予算（第9号）について

◎ 議長（谷口康之）

次に日程第5、議案第1号、『令和7年度知内町一般会計補正予算（第9号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

◎ 総務課長（森永 茂）

議案5ページをお開き願います。

議案第1号、令和7年度知内町一般会計補正予算（第9号）について。

令和7年度知内町一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正です。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ715万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億6,588万1千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

歳出からご説明しますので、9ページをお開き願います。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に150万円を追加し、2億1,159万1千円とするものです。11節役務費で昨年10月1日からの郵便料金の値上げ等もあり、通信費に不足が見込まれることから追加補正するものです。

次に10ページです。11目自治振興費に50万円を追加し、3億4,032万2千円とするものです。10節需用費で防犯灯木柱の倒壊による交換や、点滅器の故障などが頻発しており、また今後予定されている中の川墓地防犯灯の引込柱設置等のため修理費に不足が見込まれることから追加補正するものです。

次に11ページです。7款1項商工費、2目商工振興費に360万円を追加し、2,877万9千円とするものです。18節負担金補助及び交付金にヒグマ出沒に伴う飲食店等支援金を追加補正するものです。詳細につきましては、後程担当課長からご説明させていただきます。

次に12ページです。9款1項消防費、2目災害復旧費に155万円を追加し、2,823万5千円とするものです。12節委託料に小谷石地区空洞調査業務（二次調査）分を追加補正するものです。詳細につきましては説明資料で説明させていただきますので、説明資料の2ページをお開き願います。

小谷石地区空洞調査業務（二次調査）についてご説明させていただきます。

1の一次調査についてですが、昭和48年の小谷石豪雨災害後に造成された埋立地について、地下に空洞や緩みが露呈していることから令和7年6月に地中レーダー探査を実施。その結果下記の図面の青色の丸ですね、計5カ所の空洞が確認されています。

尚、現在の航空写真や記載前の航空写真等を重ねた結果、消波ブロックや斜路の位置関係が今回の陥没箇所と関係性があると推測されている他、山側から海に抜ける配水管が原因で陥没している可能性も考察されたことから所要の調査を実施するものです。

2の事業概要です。①として配水管の管内点検をカメラ等により実施。②として陥没箇所周辺、4の調査位置図等の中央の写真赤線で囲まれた場所をバックホウで開削調査するものです。

3の予算科目・予算額です。委託料155万円を追加補正するものです。

続きまして歳入について説明しますので、議案8ページをお開き願います。

10款1項1目地方交付税に715万円を追加し、21億3,505万1千円とするものです。これは只今ご説明しました歳出に対応して追加補正するものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひ致します。

◎ 議 長（谷口康之）

続いて商工林業振興課長。

◎ 商工林業振興課長（南 和敏）

商工費関係について説明させていただきます。説明資料の3ページをご覧ください。

ヒグマ出沒に伴う飲食店等への支援についてです。1番趣旨です。ヒグマ注意報の発出を受け、各町内会の祭典事業が縮小又は中止となり、さらに夜間等の外出自粛の影響もあって、地元飲食関係事業者等の事業継続に多大な支障が生じております。

このため飲食店等の事業者に対し、ヒグマ出沒に伴う影響額の一部を緊急的に支援するも

のとなります。

支援内容としましては、ヒグマ注意報が発出された月数に応じて、1事業者10万円と考えております。

現在ヒグマ出没の状況でございます。令和7年8月29日に元町地区の墓地公園で出没を皮切りに8月31日、9月1日と連続的に市街地の方へ出没、ブドウの食害がありました。それに伴い、道の方より9月1日にヒグマ注意報が発出されております。その後市街地、涌元谷地地区、またきらく地区渡島知内地区にヒグマが出没されておまして、注意報については2回の延長を行っております。現在の注意報については11月30日までの注意報となっております。

事業費の説明です。先程1事業者10万円、ヒグマ注意報が3カ月なっておりますので、それに対し対象事業者が12ということで360万円の予算計上となっております。

財源内訳については記載のとおりです。説明については以上です。

◎ 議 長 (谷口康之)

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入・歳出一括質疑を行います。

質疑ございませんか。

6番、山田君。

◎ 6 番 (山田顕人)

ヒグマ出没に伴う、飲食店への支援についてお聞きいたします。前回全協でもいろいろとお話させてもらったと思うんですね。皆さん、各議員の人達がかかり言っていた部分があります。その辺が何も吟味されないで今回提出ということになっておりますので、ちょっと如何なものかなかなと思っているんですけども、まず前回の資料でいくと12件入っています。何故か宴会する所が1件だけで、他の宴会施設をする所がまるっきり入っていないと。そこでやはりやるのであれば全部支給するべきじゃないかという所もあったと思うんですけども、その辺りの答弁をお願いします。

◎ 議 長 (谷口康之)

商工林業振興課長。

◎ 商工林業振興課長 (南 和敏)

ご説明します。今回の議案についてはヒグマ注意報を踏まえて、町の方から防災無線、また町内会の方にはお願いという事で時間の短縮、外出の自粛の要請ということで行っております。

そうした中で当然飲食店の方に影響があったことで、今回の支援を行っております。今回全協の方でも様々な意見を頂いております。今回については飲食店、緊急的に9月から11月の間にどうしても外出の部分が自粛されたことで、緊急的に支援の必要があるということで提案させて頂いております。

宿泊業に関しては、今後、今町の宿泊業者については、忘年会等の中でいろいろ影響があるかとは思いますが、その部分については今後の忘年会の開催とか、宴会の開催状況を見ながら、把握していきたいなと思っております。今回の事業者については商工会の方から要望があった名簿に基づいて町として判断しております。

今後商工会の方と議論しながら、その部分が必要であれば検討していきたいという事で考

えておりますので、ご理解頂ければと思います。以上です。

◎ 議 長（谷口康之）

6番、山田君。

◎ 6 番（山田顕人）

この事業ですね、当然ながら飲食店、なかなか困っている部分があるっていうのも話を聞いておりましたので、良い事業なのかなと思っているんですけども、ただもらえる所、もらえない所がはっきり出てきています。この辺りがやっぱり問題なんだろうと思うんですよ。飲食店だけだったら話分かったんです。それが1店舗だけ宴会の部分が入っている。9月から11月までかな、そのあたりが宴会シーズンだったかと言われればそうでもないと思っ
てはいるんです。そのあたりがなんで入れたのか、若しくはなんで他所を外したのか、そのあたりははっきり説明をお願いします。

◎ 議 長（谷口康之）

商工林業振興課長。

◎ 商工林業振興課長（南 和敏）

ご説明します。飲食店の選定については町が外した、入れたという事ではありません。今回商工会の方から要望書ということでうちの方に上がっております。熊の危険動物の影響に対する事業者への支援要望ということで、商工会長の方で上がってきているので特に夜間の飲食店の方が緊迫している状況であるので、支援いただきたいということで上がってきてお
ります。

そうした部分の名簿を見ながら、町としても精査したなか実際には数件の飲食店の方にも聞き取りをしなが
ら今回の判断になっておりますので、町が外したのではなくて、商工会中心にその辺を判断して頂いているという事になっております。以上です。

◎ 議 長（谷口康之）

6番、山田君。

◎ 6 番（山田顕人）

今、商工会からの要望ということなんでしょうけれども、当然他の所も商工会に入っているわけで、その辺りの事情を商工会が聞いたものなのか、役場の方が聞いたのか、役場の方は全然ノータッチで商工会の話を鵜呑みにしてやられているのか、その辺りもどうなのかな
というふうに思うんですよ。

やっぱり町の方は町の方で独自に調査するべきなのかなというふうに思うんですよ。小売業の方も1件入っています。当然ながらこの辺りの飲食店に卸しているわけですから、当然ながら客が減っているから、当然売り上げも下がっているのは分かるんです。ただそこだけなのかっていうのもあるんですよ。その辺りの調査って本当に商工会でやるものなのか、町でやるものなのか、そのあたりをちゃんと精査していかなきゃならないのかと思うんですけども、その辺りもう1回お願いします。

◎ 議 長（谷口康之）

西山町長。

◎ 町 長（西山和夫）

今回9月1日から約3カ月11月まで熊の注意報発出したということで、多大な影響を受けているだろうという事で、近隣の町でもそうした経済効果、経済のための支援ということ

で今やっている所もあるという状況の中で、我々もどうすべきかということでもいろいろ検討しながら、そして町のイベントも残念ながら前日に熊が出没したということで、商工会の関係事業者にも多大なご迷惑をお掛けしたところでもあります。影響を踏まえて我々とすれば商工の方に投げかけた、このヒグマ注意報発出によってどの程度の影響を被っているのか、それを調査してくれということでも投げかけた。その要請にある意味今回は対応しようということで、このような結果になったんだと思いますけれども、今議員さん方言われるようにこれ以外はどうなっているんだという状況なんですけれども、これについても我々とすれば、商工に影響を調査してくれということで、その影響ある所を中心に今回要請があったと思っております。いろいろ状況、町で把握すべき状況も多々あるのかなとは思いますが、基本的には我々がお願いをしてそれに答えてくれた、それを全面的に鵜呑みということではなくてあくまでも全町内を網羅した中での要請だと認識しております。ただそうした中でちょっと漏れがあったということであれば、再度多方面の情報を入れながら議論をさせて頂くということが基本になるだろうと思っておりますので、そこはしっかりまともし、商工と我々との協議の中で、影響がまだあるんだ、見ない部分があったんだということであれば、また12月定例会の中で補正をかけながら、進めさせて頂ければと考えています。

◎ 議長（谷口康之）

1番、松井君。

◎ 1番（松井盛泰）

今、町長から答弁頂いたけれども、商工会にいろいろ依頼をした結果がこういう形になった、何故商工会なの。町で何故動かない、商工会と一緒に町が動いてこの結果が出て来たよと言うんだったら納得もしますよ。商工会だけで町は全く動いていない。実態調査っていうのはそういう問題じゃない。

それと最後にあとで調査をした結果、補正で出すよということで一安心はしましたけれども、ただ中に今12件いる中にですよ、商店とかいろいろこういう商う人が22、3件いるんですよ。中の12件でパッと抑えている、ここに小売業は1件入っている、1番被害を被っているのはコンビニだよ。何故こういう所に頭が入っていない。コンビニの中でも商工会に入っていない所には全然調査も一切入っていないでしょ。こういう所がね、町の職員だったらそういうことしないんですよ。全町を網羅しながら全部調査をする。商工会になったら商工会自分の組合員だけでしょ。この辺勘違いしないでよろしくお願い致したい。

それとですね、中に町内会言いませんけれども、各町内会の中に熊が実際出没しているんですよ。けどもその町内会にいろいろな民宿だとか宴会する場所だとかあるから、この熊を出没するのに営業に邪魔になるから、それを出さないでくれと、町内会自ら1頭も報告来てない所あるでしょ。こういうこともちゃんと把握しないと駄目ですよ。1番肝心なところ1つも載ってない。言いたい事まだあるけれども、補償の方よろしく申し上げますよ。

◎ 議長（谷口康之）

西山町長。

◎ 町長（西山和夫）

議論の過程の中で、我々と商工会、担当を含めていろいろ喧々諤々いろいろ調査に基づいて話し合いはしているんだと思います。その情報というのはやはり商工会が主体になってあげてくるものだと思います。その中で町がどうするか、そしてそれに至らない部分が見

えてきた時は町独自の調査もあり得るのかもしれませんが、何もかも町で調査したら商工会という立場がどうなのか、商工会の判断に疑念をもって町が調査するということになりますので、それは出来るだけ避けたいという思いがあります。だから、議会の中でいろいろ議論して、それは違うだろうというところがあればもう一度精査をかけながら商工会と連携しながらどう対応するべきかっていうのは、深堀りしていく必要があるんだろうと思いますけれども、基本的には我々が投げかけたものに対しての経済状況をデータの的に情報を頂いて、その中で一緒に判断をしていくということになりますので、そこがちょっと薄かったのかなという反省点、我々とすれば反省点ありますけれども、その反省点を踏まえてもし多大な落ち度があるということであれば、12月に一度補正をかけながら対応させて頂ければと思っております。

◎ 議 長 (谷口康之)

1番、松井君。

◎ 1 番 (松井盛泰)

3回までなのでこれで止めたいと思いますが、商工会からいろいろ出てきたけど、それについてこの事業そのものは反対しているわけではないですからね、勘違いしないで下さい。やるんだったらいいんですよ。やるんだったら該当者全部公平にやるべきだという観点で話をしているわけですからね。ただ商工会から出てきましたよ。12件出ました。そこで担当者行政の方で、これで良しと何故決めなきゃならないかという、それ以上担当者がその該当になっていない所に直接行ったり、商工会の人と一緒にいたり、足を使って調査しなかったでしょ。すればこういう結果は出てこない。12月でやるということだったらその辺もきちんと調査しながらひとつ結論を出して頂きたい。以上です。

◎ 議 長 (谷口康之)

西山町長。

◎ 町 長 (西山和夫)

連携不足だったんだろうと思います。町と商工会の連携が。そういう意味ではしっかり情報を深堀して、どういう情報があるのか、もう一回じっくり把握した中で、その中で最終的に判断をさせて、もしそうした影響を受けているという状況が見えるのであれば補正させて頂きたいと思います。

◎ 議 長 (谷口康之)

質疑ございませんか。

9番、木村君。

◎ 9 番 (木村 一)

9番、木村です。今町長の答弁で12月に補正という事を聞いたので、ヒグマの被害状況は商工会ばかりじゃない、飲食店ばかりじゃない、農業関係も結構ある。ただ共済の対象に入らない作物の影響もかなりあって、その辺は農協の方からも別に被害申告等は上げていないから対象にならないんだか、農協はその辺をどう考えているのか分からないけれども、共済の対象作物であれば被害状況によってそっちの方も全部被害状況の対象になっていくんだども、それ以外の作物が有るものだから、そっちの方も少し調査の方で打診しながら、農協さ聞いてもきつとどういう状況なのか理解してないと思うんですけども、前回の被害状況で作物の被害状況もマップで出してきたはずだから、その辺をもう少し吟味しながら精査して

ほしいなというふうには思っております。その辺をひとつよろしくお願いします。

◎ 議 長（谷口康之）

農業水産振興課長。

◎ 農業水産振興課長（南 一貴）

ご説明します。只今ですね、質問頂いた内容につきましては、今後農協さんなりですね、共済組合からその辺の今年度の被害状況等を確認させて頂いた上で、町の方の対応策をですね、今後ちょっと検討していきたいということで考えております。

◎ 議 長（谷口康之）

西山町長。

◎ 町 長（西山和夫）

9番議員の言っているのは、共済の対象外、これをどう救ってもらえるかという話なんだと思いますけれども、ただJAで全体の中でどういう考え方があるのか認識不足ですけれども、いろいろ作物によって採れる物、採れない物ある中で全体の中で共済という仕組みを作っているのか、単体で共済掛けている部分あるんだろうと思いますけれども、その中で共済の対象にならない部分をじゃあどうするか、多分子実コーンだとかそういうのも対象になってくるんだろうと思いますので、今回そういう意味では随分熊にやられた、もうほぼ全壊かなという所もあるみたいですので、そういう所を網羅しながら、今改めて確認をさせて頂いてそれらもJAと協議しながら、どういう対応をすべきなのか、我々とすればどういう支援策あるのか、いろんな面でちょっと協議をしながら、対応出来るところがあれば、対応したいと思います。

◎ 議 長（谷口康之）

9番、よろしいですか。

◎ 9 番（木村 一）

はい。

◎ 議 長（谷口康之）

3番、笠松君。

◎ 3 番（笠松悦子）

この事業に対しては先程から、町長さんが仰るように12月補正で考えるという事なので、この事業全体に関しては、私今であればもう理解し賛成したいと思いますけれども、1つ提案なんですけれども、町民もただヒグマに恐れるだけじゃなく、例えば出沒した経緯があった所に熊の毛が落ちていたりとか、何らかの落とし物があると思うんですよね。それを例えばどこかに出して道総研でも何処かに出してDNA鑑定をして頂くとか、そうするとこの個体はこの範囲だけとか、この個体の活動範囲が分かるので、ただ単に住民が恐れて自分の生活を委縮させるんじゃなく、そういう事が出来るように例えばどこかの自治体とか、全体の自治体の連携をとりながらとそういう方向にもっていくことができないんでしょうか。町長さん。

◎ 議 長（谷口康之）

商工林業振興課長。

◎ 商工林業振興課長（南 和敏）

ご説明します。町内の今年に関してはヒグマの出沒被害等は昨年よりは大きかったことは

皆さんご存じだと思います。町の方ではヒグマに出没に関しては、防災無線等で町民の方にお知らせすると共にひぐまっぷ、令和6年からの導入しているひぐまっぷの部分でお知らせしています。

糞等についても町民からご連絡頂いた部分については、なるべく担当課で見に行きながらどのような形で熊が出没しているのか、どの経路で歩いているのかということはハンターさんと協力しながら状況を把握しているところです。その部分は町民にお知らせするというのは、なかなか難しいんですけども、ひぐまっぷ等で確認頂くような形になるかと思います。

DNAの鑑定の関係です。今回今年度について特に町内に出たのがブドウをよく食害する熊が出没しておりましたので、そちらについて個体を調査できないかということで、北海道としながら依頼をかけておりました。道内各地、そこら中で特に近隣町では人身被害もおきていますので、取りあえずそちらの方を優先的にDNA鑑定をするので、「知内町については、ちょっと時期を待って下さい」と言われました。ただうちも3カ月注意報の方を発令されましたので、何とかその当時ブドウを食害した熊の糞が取れましたので、それを町の方で冷凍保存しておりまして、機会を見計らいながら道の方と相談していたところ出来る機会ができましたので、そちらの方については道総研の方でDNA鑑定させて頂いております。

ただ今町内で、全協でもお話したとおり、注意報の中で19頭捕獲なっておりますが、そちらとはDNAが一致していないのは今の状況であります。

ですから市街地に出ている熊については、恐らく山の方にいるだろうということで判断しております。これについては、町民の方々に公表するかしないかは、なかなか難しいのかなと思っておりますので、何らかの形でできればなんですけども、そこで熊が獲れてないとか獲れたとかの情報を流した所で、もう熊の出没についてはいっぱいありますので、引き続き注意が必要だと感じておりますので、そちらの方の被害が合わないような形の取組みにこれから注力していきたいと思っておりますので、ご理解頂ければと思います。以上です。

◎ 議 長（谷口康之）

3番、笠松君。

◎ 3 番（笠松悦子）

ご丁寧なご回答ありがとうございます。

熊、今年だけじゃないと思うんですよ。年々なんか増えているような気がするんですよ。町の中に出てくるのが。町の中に出てきたら簡単に餌というか食料にありつけれるということを多分学習していると思うんです。これ、益々出てきた時のために私達住民が安心して暮らせるような、例えばこの熊はこの範囲にいる、気をつけろとか、それからハンターさん方にも少し役にたつんではないかなと思うので、その所やっぱり関係自治体と道全体でやっていけるよう働きかけを町として訴えていって頂ければと思います。

◎ 議 長（谷口康之）

西山町長。

◎ 町 長（西山和夫）

今年の熊の出没状況っていうのは、全国的に凄い数の出没、例年にない数だということで特に秋田なんかは自衛隊に要請をかけるというそういう状況にまで、追い詰められている。我々職員のマンパワーだけでは、なかなか回らない大変苦勞したことだと思います。いろんな業務抱えている中でそういう対応もしなきゃならない。今後我々はどうするか。多分次年

度も想定の中ではこうした事態を想定しながら動くのがベストなのかなと感じております。

そういう意味では町の職員だけではなく、今回は本当にハンターさんにご迷惑かけたなど、不安の中で出動して頂く、危険性もあるという中で我々要請するわけですから、そうした中に答えて頂いているという本当にハンターさんの責務というか責任感というのか、本当に敬意を称するところでありますけれども、ただ状況として今緊急銃猟として我々が判断できるようになりましたけれども、先般も政府の熊対応のプロジェクトチームの座長さんが講演をして頂いて、その中で市街地に出た場合は警察が責任をもってやるべきなんだろうというそういうお話もありましたので、そこは我々ができる事、警察が警職法でやれること、それを上手く調整しながら我々になかなか判断しづらい所は警察でやって頂くだとか、というのは我々も緊急銃猟で構えたことはあるんです、準備をしたことはあるんですけども、やはり熊が点々と移動する度に安全対策、対応策が変わることになかなか難しい所も出てきたということで、これらに対応するためにそれぞれ皆さん自治体で訓練も積んでおりますので、そうした訓練もしながら、そしてハンターとの連携、以前も言いましたけれども認定鳥獣駆除の事業者もいるという事なので、そういう方々も連携できるのかも含めてトータル的にもう対応していかないとなかなかハンターさん頼みということになれば難しい面も出てきますので、そういった所はこれからまた新年度予算の中で、どういう予算の計上の仕方があるとか、これから詰めることになると思いますが、その中で対応していければと感じております。

◎ 議 長（谷口康之）

1番、松井君。

◎ 1 番（松井盛泰）

議長にお願いがあるんですが、今回のこの案件と今ヒグマの問題が出てるので、ちょっとヒグマについて質問するのにお願いします。よろしいですか。

◎ 議 長（谷口康之）

はい、よろしいです。

◎ 1 番（松井盛泰）

先程からヒグマの駆除の問題等出ていますけれども、実際ヒグマの猟友会と町との間の中身が全然知らないで皆質問している。実際ヒグマ1頭簡単に獲れるような言い方しますけれども非常に難しいこと。

それと昨日たまたま政府関係のヒグマ被害対策プロジェクトチームの座長と会う機会があってですね、話を聞かさせて頂きましたけれども、今、渡島西部でライフル持って熊と面と向かって撃てる人間何人いると思う。この知内で何人いると思う。1人しかいない。ライフル持っているの4人いる。中には4人いるけれども高齢で山は歩けないとか、平らな所もあ誰でも撃ちますよ。皆勘違いしているのは、散弾の中にハープライフルという、名前がライフルと付いたものがあるからライフル銃だと思って勘違いしている人が相当いる。ライフルというのは、所持許可書をもって漸く散弾銃を持てる。それから10年経たなかつたら、ライフルを持ってないんです。まずこれだけきちんと理解をして頂きたい。

昨日、座長には10年まで待てないから何とか2、3年で持てるように政府から働かして頂きたいというお願いはしましたけれども、そこでですね、今、国でも新聞資料にもいろいろと問題提起していますけれども、ガバメントハンターこの制度、国で今ガバメントハンタ

一の人件費は全部補助しますよという所までなってきたんですね。この町でこの制度をどういうふうにご利用しようとしているのか、ガバメントハンターっていうのは誰でもなれる訳ではない。行政の人間、行政に関係する人間で今ここで知内には1人しかいないけれども、まだ猟銃持って2年か3年しかたっていないでしょ。まだ熊に面と向かって銃を向けれる状態ではない。私が言うのはガバメントハンターの制度を早く作って任用職員でも良い、地域協力隊でも良い、こういう人達をガバメントハンターとして雇い入れる体制を作って頂きたい。そして行政で2人いたら2人、銃を使ってですね、この町にある実施隊をひとつの本部にして猟友会に協力を願っていくという、こういうその流れをひとつ作って頂きたい。同時に猟友会の中のひとつには大ベテランの人がいます。まだ山登ったり下ったり健在、この人に付いて育成をしてもらうことですよ。熊と接点、何処で熊を狙えるのか、猟銃の育成を早急に計画的にやって頂きたい。

まずこれをやらないことには、ここの熊を駆除します、箱わなだけでは無理です。箱わなだっただけで十分に無いでしょ。そしてこの今回の制度で箱わなも全部補助金の対象になった。余るだけ作っても別に問題はないですよ。知内に72頭の想定いますけれども、推定で誰も数えた人はいない。以上いるかもしれない。来年が山の方で不作だったらまだまだ出てくる可能性がある。そうなったらどうしても箱わなが主流になってくるから、その辺も加味しながらひとつこの熊対策について協議頂きたいと思います。以上です。

◎ 議 長（谷口康之）

商工林業振興課長。

◎ 商工林業振興課長（南 和敏）

ご説明します。今、町のハンターさんというか実施隊に関しては、過去の部分もあるんですけども、猟友会中心に過去にお願いしながら実施隊員にあたって頂いております。

議員が仰る通り、ライフル持っている方は4名、今1名増えたんですけども5名ということで、今確かに熊についてはライフルを持っているからといって、簡単に捕獲できるものではありませんし、罠をかけたからといって1日か2日入るようなものではなく、大変苦慮しているところでもあります。

ガバメントハンターという事なんですけども、隣町、松前、福島にも準公務員的なハンターさんが実際におられます。その辺の部分と町としてもその辺の方々の話を聞きながら、知内町としてはどうできるか、今後検討が必要だということで担当では考えておりましたので、その部分含めて考えていきたいなと思っています。なかなか公務員ハンターっていうのは、実際どうしたらいいのかとかいろんな問題があるという事で聞いておりますので、その中で適性に判断しながら知内町としては実施隊の方々を中心に、今後も考えていければと思っていますのでよろしくお願ひします。以上です。

◎ 議 長（谷口康之）

1番、松井君。

◎ 1 番（松井盛泰）

課長、あまり中身分かってない。もう少し中身精査した中で言わなかったらね。

福島ハンター、知内のハンターの方がずっと優秀ですから、このハンターをずっと残しながらやったほうが良いですよ。

それと実施隊とハンターというふうに簡単に言うけれども、ハンターが実施隊の中に16

人のハンターきちんと動いています。動いていないでしょ。実際動いているのは2人か3人でしょ。これに実施隊の中で、ちょっと不満の人が相当多いってことが理解した方がいいですよ。

それともう1つ言うの止めようと思ったんだけど、課長、ゾーニング管理っていうの分かる。やってないでしょ町は。その管理の計画書もまず作ってないでしょ。それを作って実施隊でこういうふうに動くんだよというのをちゃんとマニュアル作らなかつたら駄目なんだって。それを示して猟友会にこういう事で実施隊を主体にしてこういうふうに動いて、我々の指示に従って下さいというふうにならなかつたら駄目なんですよ。

もし私の考えが間違っているんだったら答弁して下さい。

◎ 議 長（谷口康之）

統括監。

◎ 統 括 監（三原知明）

ご説明します。町長からもありましたけれども、各種活動して頂いているのは猟友会の方でもあり、だけれども町長が任命している実施隊の方が中心に動いて頂いていて、町とその鉄砲を持っている方の関係っていうのは実施隊というのが大きな体制なんだと思っていますので、実施隊の方々が動きやすい体制だったりとか、拡充であったりだとかっていうのは大事な事だというふうにまず思っています。

その中で若いハンターの方も多い状況ですので、ベテランのハンターからの伝授というか育成というのもこれから非常に大切な事だし、急を要する事だと思っております。

いくつかあったんですけども、まず国の方がですね、このヒグマ対策パッケージというのを閣議決定して財源も含めて非常に充実を図って頂く予定に今なっています。財源は特別交付税の充当率が相当引き上げられるということで捕獲を含めて様々な捕獲にかかる人件費とかそういったものも含めて、電気柵も含めてですね。相当国の支援が手厚くなると思っていますので、1番議員仰る箱わなの準備も含めてここはしっかり進めさせて頂きたいと思っています。

それから最初のご質問になりますけれども、ガバメントハンターに関して、これは仰る通り会計年度職員ですとか地域おこし協力隊だとか、制度を最大限活用した中で出来るだけ早く導入していきたいというふうに思っています。その中では活動の内容だとかっていうのは、まだ整理する事がありますけれども、この点については前向きに進めていきたいと思えますし、併せて実施隊の方々ともこの辺については、どう運用していくかっていうのは意見交換を深める必要があると思っています。以上です。

◎ 議 長（谷口康之）

1番、松井君。

◎ 1 番（松井盛泰）

大分中身勉強したみたいだから。ただ猟友会と実施隊の中身、統括監考えているようななかではないですから、今実際、熊の駆除には2人の実施隊が動いている、けども中に10何人、我々もこれに携わりたいという人が何人もいます。

ただ私が言うのは、携わせるの。ということは育成をさせるのよ、そこで。それをやっぱりやってほしいということ。

あと、政府の方でパッケージをいろいろやったけれども、これはきちんと決定しなかつた

ら何とも言えないところです。ただそういう計画立ててるんだったら我々も周知しましたので、ひとつその辺だけよろしく願いを致したいと思います。答弁はいりません。

◎ 議 長（谷口康之）

皆さんにお願いがあります。今、補正予算の飲食店等への支援の分ということになりますので、あまりにも熊の方に偏ってしまっておりますので、その辺ちょっと戻してもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。

あと質疑ございませんか。

5番、吉田君。

◎ 5 番（吉田峰一）

吉田です。説明資料の出没状況の中で、実際、今の会議の中で話が出ているのは商工会から、そうだろう、ああだろうという形で助成をするという形なんですけども、実際のこの出没状況の中で食害があった、それから家屋が若干破損された等とありますけれども、その辺の町の考え方は、例えば助成するとか補助するとかっていう考え方は、これについてはあったんでしょうか。その辺をお伺いします。

◎ 議 長（谷口康之）

商工林業振興課長。

◎ 商工林業振興課長（南 和敏）

ご説明します。出没、食害についての状況については警察なり役場の方に直接連絡を頂きながら、現地の方を自分達で確認しながら状況を把握しております。食害については主に家庭菜園の部分が大きく占めております。皆さんご存じの通り、ブドウ、あと栗、一部クルミ等の部分となっております。それに対してなかなか食害があったから、補償っていうのはなかなか難しいのかなと判断しております。

玄関についての破損の部分についても、町の方が熊に被害があったから補償するのであれば、熊の被害についてはいろいろな用途とか場合がありますので、全てその部分を町が補償というのはなかなか難しいと思いますので、皆さん、家屋の保険等も含めた中で対策を講じて頂ければと思っております。

なかなか熊の被害に全て町が補償するとなると、なかなか厳しいのかと感じておりますので、被害に遭わない、熊を寄せ付けない行動を皆さんご理解頂きながら、例えばゴミを置かないようにするとか、その辺を含めながら周知して今後も徹底していきたいと思っておりますので、ご理解頂ければと思っております。以上です。

◎ 議 長（谷口康之）

5番、吉田君。

◎ 5 番（吉田峰一）

吉田です。課長の言う事は分かるんですけども、例えばここに出て3カ月間で僅かこの件数でしょ。その分だけでも例えばね、今後出たら出たで良いですけども、例えば反対ではないですけども、その飲食店のものだって、だろうで推理しているんですよ、30万円っていうのは。この食害あったのは金銭別としても価格別にしても確実なんですよ、被害は。それを放っておいて何故だろうと、こう予想されるのに対しての決定したこの助成っていうんですか、補助っていうんですか、確かに良いことだろうと思います。でもこの被害に遭った、玄関を破損されたっていうのは、今後あり得ることですよ。確実なんです、これ、事故とし

ては、想定ではないんですよ。それに町が補助できません、数どうですか、何件あります、これ数えたら。その辺もう一度答弁お願いします。

◎ 議 長（谷口康之）

商工林業振興課長。

◎ 商工林業振興課長（南 和敏）

ご説明します。今回の説明資料に記載の部分については、特に市街地周辺ということで記載させて頂いております。その部分の熊についても特に今回の注意報を判断する上で、市街地に出没したことで注意報が3カ月ということで考えております。ただ山間部、通常農村部等で、熊が出没だけの場合であれば注意報までならないということで、道の要綱の方で定められております。

ですから、今回ここで食害等部分記載させていただいたのは、ごくわずか一部となっております。市街地の部分については当然、家で植えている栗等の食害も確認しておりますし、ブドウについても確認しております。

ですから、全体的にその全てを町の方で支援、補償ということはなかなか難しいのかなと考えておりますので、ご理解頂ければと思います。以上です。

◎ 議 長（谷口康之）

統括監。

◎ 統 括 監（三原知明）

併せてご説明します。食害を決して軽んじているわけではなくてですね、まずは今回の商工事業者への支援は、例えばヒグマ注意報とか、町から町内会だとかそういった団体にイベントの再検討だとかっていうのを実際に要請をしています。町民の行動自粛も併せてそうですけども、そういった町からの発出によって影響を受けた方々をまず支援するというのが、今回の予算の考え方だとまず思っています。

それ以外にも食害だったりとか、場合によっては交通事故だとか、いろんなケースありますけれども、そちらに関しては支援というよりは、そうならないための対策をどう支援できるかという事を、これからもっと充実を図っていく協議していくべきかなと考えております。以上です。

◎ 議 長（谷口康之）

吉田さん、よろしいですか。

◎ 5 番（吉田峰一）

とりあえず良いです。

◎ 議 長（谷口康之）

8番、野口君。

◎ 8 番（野口久美子）

今事業費のこれは一旦保留ってことで良いんですよ。12月のもう1回じゃないの。やっちゃうってことですか。返答お願いします。

◎ 議 長（谷口康之）

統括監。

◎ 統 括 監（三原知明）

ご説明します。今回1番影響を受けたであろう、特に夜の営業に関する事業者への支援と

いうのは今回予算補正させて頂いて、今後12月の4定議会までの間で、その他の影響を受けた方々、例えば宴会をやられている旅館業の方とか、或いは小売店の方とかってというのは引き続き調査をさせて頂いた中で、影響が確認出来れば12月の段階で追加をさせて頂きたいと考えています。

◎ 議長（谷口康之）

分かりましたか。

◎ 8番（野口久美子）

分かりました。

◎ 議長（谷口康之）

あと質疑ございませんか。

1番、松井君。

◎ 1番（松井盛泰）

今度小谷石関係でもよろしいですね。

小谷石の空洞調査について今回155万円出ていますけれども、先の協議会の中で申しました。当の該当する町民はですね、この今の家の両サイド6cm下がって家その物はハの字になっている。この実態をですね、住んでいる者でなかったら分からない部分っていうのはあるんですが、実際私も丸い玉を持ってって転がしてみたら、確かに転がる位の真ん中を中心としてハの字になっている家は初めて見ました。そういうことを踏まえて、やはり本人が今何を考えているか、最終的にこれがどういうふうにして直すのよとか、本人がもし移転を進めるのであれば、町の方でどの辺までやれるのかという、これを本人が待っているんですよ。やはり本人はいつも不安に暮らしているこの物件については、早く早期に町の考え方を本人に伝えるべきだというふうに考えています。

それと同じ48年の災害の後に今建っている所、丁度テトラポットの上に残土をやってですね、そこを整備して作った土地なんです。そして50年代にすぐ隣まで、道の補助金で直している。この実態があるわけですね。何故その隣の方に手をつけなかったのか、そこで調査が止まってしまっているという、これには大きな問題があると思います。行政は何年経っても継続なんですよ。その辺も含めながらですね、今言ったその本人に対するどのような説明をするのか、更には今まで放置していた物についての考えがあれば教えて頂きたい。

◎ 議長（谷口康之）

西山町長。

◎ 町長（西山和夫）

お答えになるかどうか分かりませんが、自分が議員をやっていた時に、今調査をかけた現地あります、隣ですね、隣で陥没事故があってその記憶が何年だとか定かじゃないんですけど、いろいろ資料を整理するようにお願いはしたんですけど、なかなか出てこないという状況で平成24年前後だろうというお話の中で、大陥没、当時は建物があって玄関出てすぐの駐車スペースだったんですけども、そこが大陥没があってこれは大変なことがあったということで、早々に議会を含めて町が迅速に対応して頂いたという。ただその時に何故原因を探らなかったのかっていう、ちょっとジレンマ、自分にも議員でありながら何故そういう追及をしなかったのかなという申し訳ない所があったんですけども、それ以降ある程度転圧して元通り舗装かけてという状況は、それ以降何事もなく経緯したんですけど、ただそれが隣の

対象にもなっています、それが角がボンボンボン取られる、何回砂利を入れて対応して頂いても、また陥没してしまうんだという状況で、議員の後半あたりからちょっとそういう対応が町にお願いをして埋めて、また陥没してはまた埋めて作業して、それが1カ所ではなかったという何カ所もちょっと点在していたという状況の中で、町長になってからもあったものですから、それはちょっと変だなということで、今回調査をかけて頂いて結果的にはテトラらしき物があるんじゃないかというそういう状況の中で判断をして、どうするかという事で改めて確実な調査をして原因を究明して対策するために、どうしたら良いかという段階でありますので、以前陥没した所が航空写真と合わせると斜路になっていた。そこが以前大陥没をして今回は隣にあるテトラが有った所のど真ん中に家が乗っかっているという状況で、そういう状況と山からの排水を逃がす、土管が1.2mだったかな、その位の管らしきものが入っているとそのドカンと、そして住宅の近辺を掘削して状況判断をさせて頂きたいと、まず何が原因か、その調査をさせて頂きたいということで今回やっています。

そういう意味では、本当にもしそうした流れの中での原因とすれば大変家主の方にはご迷惑をかけてきたのかなという、法的な問題どうのこうのではなくて、やっぱり道義的責任っているのは十分町は考えなきゃいけない、そういう対応を真摯にしていくための今回は調査をさせて頂いて状況判断をさせて頂いて、今後立ち退いて確実にその調査に基づいて、隣まで影響が有るのか、また拡大する恐れが有るのか等も含めて今回やりたいと考えておりますので、その調査ということでご理解を頂いて、その後どうするかという判断に繋がってくる、早々にこれは調査結果出たら、早々にやりたい。雪が降ればなかなか調査が出来なという事で今回緊急性があるだろうという事で、調査費を盛り込んで理解頂いた中で、何とか年度前に判断をして、新年度にまたどういう対応で予算かかるか、それを皆さんにお示ししながら、議会全体で判断して頂ければ有難いと思います。

◎ 議 長（谷口康之）

1番、松井君。

◎ 1 番（松井盛泰）

以前に平成の確か23年か24年頃だったと思います。あの当時に大きな陥没の時にきちんとこの辺を対応していれば、こういう大きな問題にならなかったし、当事者の家もハの字に曲がらなくても済んだ。ただ問題は先程町長の答弁の中にもありましたように、町はやっぱり道義的に大きな責任がありますよ。何故かと言いますと48年の時に全部土砂に流された民家が行くところがなくて、急遽浜のテトラポットの上に整備をして家を建てさせた。ただ町の斡旋でそこに建てただけで、町がその人に売ってるんですよ。50万円で。48年度の当時の50万円がどれくらいの価値か理解できませんけれども、売った事実だけは皆さん理解して下さい。

これやはりね、個人から個人に買ったんでなくて、町から買ってるんですよ。最後まで町は責任取るべきですよ。道義的責任より上の責任を取って頂きたいと、どういうような形になるかは後々出てくるんだと思いますけれども、いずれにしても当事者に町はこのように考えている、最終的にこういうふうにしたいという、これを当事者に伝えるべきだし、1日も早く安心させてあげるべきだと思います。以上。

答弁あれば、お願いを致します。無かったら良いですよ。

◎ 議 長（谷口康之）

西山町長。

◎ 町 長（西山和夫）

あくまでも我々の今想像の中でのお話で、本当にそうなのかという本当にテトラが埋まっているのかということも確認しなければ、なかなか判断しづらいところなので、過去の経緯とすればそういう流れの中で、現状が住宅傷んできているという、あちこち陥没しているという現状があるわけで、その調査をかけた結果、空洞は間違いなくある、それがテトラの影響なのかどうなのか、それをはっきりさせなきゃなかなか判断付かないところありますので、まずそれらを判断した中で、最終的にどうするか、調査結果をもってまた協議会の中で皆さんに議論して頂いてどうするべきかを対応として真摯に早々に判断をしなければならぬと思っていますので、その時は皆さんと議論をした中で決定をさせて頂きたいと思います。よろしくお願い致します。

◎ 議 長（谷口康之）

あと質疑ございませんか。

5番、吉田君。

◎ 5 番（吉田峰一）

5番、吉田です。10ページの防犯灯修理の件です。木柱だという事をお伺いしたいんですけども、現在木柱っていうのは、町が管理している町内で何本あるんですか、あと。

◎ 議 長（谷口康之）

総務課長。

◎ 総務課長（森永 茂）

今、ちょっとですね、調べきれっていませんので、後で調べてご回答というか、資料という形で提出させて頂ければと思います。ちょっと手持ちに木かどうかという整理したものがちょっと無い状況です。

◎ 議 長（谷口康之）

5番、吉田君。

◎ 5 番（吉田峰一）

それじゃ取りあえず今50万円の追加予算とっているんですけども、この本数は何本で、これは例えば倒壊するような状況なのか、それとも全く今機能されていないような状況なのか。その辺をお願いします。

◎ 議 長（谷口康之）

総務課長。

◎ 総務課長（森永 茂）

ご説明します。木柱ですね、既存の予算でハマナス団地の入口に木柱の防犯灯がありました。それに関しては、交換して木柱じゃないものに替えております。

あとですね、点滅器等の故障が今年度ちょっと多かったと、まあ熊の関係もあるので防犯灯消えているとあれば、「すぐ直してくれ」と、そういうこともあって予算の方はちょっと執行されていると、あとですね9月14日の夜の強風で中の川の墓地公園にある街頭、防犯灯ですね、これが倒れたと、これが今応急処置状態なんですね。なので本格的に引込柱等整備するために、今ですね40万円位かかるんじゃないかなと、あとですね、旧知内保育園前に防犯灯があります。そこの所の街灯のカバーがちょっと取れて壊れていると、そこを新た

なカバーを付けると同じ物にすると凄いかかるんですが、簡易的なカバーを付けると、それだけでも20万円近く予算を見ておく必要があるということで、これから手を付けなきゃいけない物の予算があるということで、50万円追加させて頂きたいとそういうような内容となっています。説明は以上です。

◎ 議長（谷口康之）

よろしいですか。

◎ 5番（吉田峰一）

わかりました。

◎ 議長（谷口康之）

あと質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 閉会宣言

◎ 議長（谷口康之）

これで、本日の日程は全部終了しました。

これにて会議を閉じます。

令和7年第7回知内町議会臨時会を閉会致します。

大変ご苦勞様でした。

（ 閉会 午前10時42分 ）